

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和4年5月25日学長裁定)

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学情報公開実施要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 (略)</p> <p>2 この要項において「各部署」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課及び監査室をいう。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年5月25日から実施し、改正後の第2第2項の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>令和4年4月1日付け事務局等組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>2 この要項において「各部署」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課，<u>学長政策推進室</u>及び監査室をいう。</p> <p>(略)</p>